



令和3年及び令和4年(7月末)の労働災害発生状況について

号業種別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)				秋田署管内						
	年合計 (確定値)				令和3年		令和4年		前年増減	令和3年		令和4年		前年増減	
	令和2年		令和3年		1月~7月		1月~7月			1月~7月		1月~7月			
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率
全業種合計	7	1,087	7	1,220	3	664	6	904	240	36.1%	257	2	349	92	35.8%
1 製造業	1	191	2	218	1	118	1	124	6	5.1%	42		30	-12	-28.6%
2 鉱業 (鉱山法適用を除く)		2		3		2		0	-2	-	0		0	0	-
3 建設業	2	200	4	227	1	121	2	164	43	35.5%	30	1	41	11	36.7%
土木工事業	1	78		73		41		54	13	31.7%	12		6	-6	-50.0%
建築工事業		101	3	123	1	68	1	58	-10	-14.7%	12		14	2	16.7%
鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18		11		6	-5	-45.5%	2		0	-2	-
木造家屋建築		63	3	77	1	38	1	44	6	15.8%	6		10	4	66.7%
その他の建設業	1	21	1	31		12	1	52	40	333.3%	6	1	21	15	250.0%
4 運輸交通業	1	94		113		58		74	16	27.6%	32		31	-1	-3.1%
5 貨物取扱業		1		1		0		1	1	-	0		1	1	-
6-2 林業	3	39	1	37	1	19	2	17	-2	-10.5%	0		1	1	-
8 商業		196		192		102	1	137	35	34.3%	42	1	63	21	50.0%
13 保健衛生業		144		214		124		223	99	79.8%	67		75	8	11.9%
14 接客娯楽業		60		52		25		42	17	68.0%	12		23	11	91.7%
15 清掃・と畜業		51		32		16		22	6	37.5%	7		14	7	100.0%
上記以外の事業		109		131		79		100	21	26.6%	25		70	45	180.0%

■令和4年7月末の建設業災害発生状況(管内)

管内の建設業の災害は、41件発生し、前年を11件上回っています。引き続き、「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止対策を講じつつ、現場での安全衛生管理対策の徹底をお願いします。

■ STOP! 脚立災害



1. 建設業で多い脚立災害

脚立は様々な作業に用いられますが、**墜落・転落災害が後を絶ちません**。脚立による墜落・転落災害は、**業種別でみると、例年、建設業が最多(右表参照)**となっています。

また、昨年の管内の建設業の墜落・転落災害は、19件発生していますが、そのうち、約3割が脚立による災害です。建設業では、脚立を使用する頻度が高いことも脚立災害が多い理由として考えられますが、一方で**足場に比べ高さが低く、使い慣れているはずなのに、脚立災害が多発**しています。

2. 脚立災害は長引く傷病

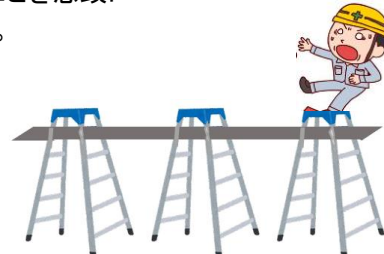
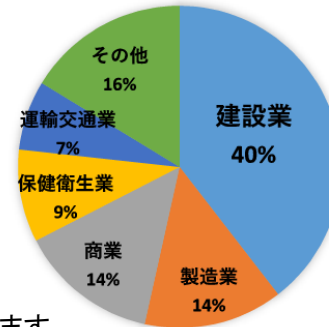
脚立による墜落・転落災害では、**骨折などの重傷を負う災害が多発**しています。

昨年、当署管内の建設業で発生した**脚立災害6件のうち、4件が骨折**で、傷病が長引く災害の一つとなっています。また、全国的には過去に、**脚立からの墜落・転落災害で、頭部を負傷することによる死亡災害も発生**しています。

3. 脚立災害の防止対策を徹底しましょう

脚立は便利な用具ですが、**墜落・転落リスクの高い用具**であるということを念頭に置き、対策を講じましょう。対策に当たっては、裏面を参考にしてください。

なお、脚立に歩み板を掛けて**脚立足場(イラスト参照)**を使用する場合がありますが、**中央部の脚立を跨ぐ際や端部での作業の際に、墜落等の危険性が高くなります**。裏面の「ポイント1」にあるように、脚立の使用自体避けられないか検討し、可能であれば、**より墜落の危険性の低い「可搬式作業台」**などを使用しましょう。また、**脚立足場を使用する場合、組立等の作業を行う際は、労働安全衛生規則第36条第39号により、特別教育を受講する必要があること**にも留意してください。

管内の業種別脚立災害
(過去3年)

脚立足場の災害リスク

ポイント1 脚立の墜落等のリスクを踏まえ、脚立を使う前に、脚立より墜落危険性が低い「可搬式作業台」や「手すり付き脚立」などを使用できないか検討しましょう。(代表的な災害事例はNo1～No3です)

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持※がとりやすい。



No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

【可搬式作業台(例)】 【手すり付き脚立(例)】

※「3点支持」とは、通常、両手・両足の4点のうち3点で身体を支えることをさしますが、**身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せ3点支持になります。**

左記の用具の使用を優先して考え、使用できない場合、少し大きめの脚立を選び、十分な3点支持で作業しましょう。

脚立の安全使用のポイント

開き止め金具を確実にロックする
滑り止めを確認する

荷物をもって昇降しない
頭の真上で作業しない
不安定な場所に設置しない

※高さ2m以上の作業時は、墜落防止措置(墜落制止用器具の使用等)が必要です。

ポイント2 脚立を使用する場合は、安定度等を考慮しましょう

脚立の立ち位置における安定度等実験



天板(最上)の2段下 天板(最上)の1段下 またぎ(両足でまたぐ) 天板(最上)

(労働安全衛生総合研究所調べ)

天板での作業や、脚立をまたいで作業、天板の1段下での作業は、危険なことがわかります。

	リーチ距離	姿勢の安定	脚立の安定
天板の2段下	○	○	○
天板の1段下	△	△	○
またぎ	○	○	△
天板	○	×	△

脚立をまたぐのは不安定



天板の1段下も不安定



2段下 3段下(推奨)

天板の2段目以下を使いましょう(可能であれば3段下を使用)

ポイント3 「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用!



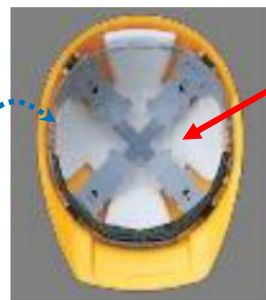
特に1と3を忘れずに!(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

(着用時5つのポイント)

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック! ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています!

3 参考 あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります!



衝撃吸収ライナー

墜落時保護用

労(平29・6)検
(1)TH3140 (2)TH3141 (3)TF751
平成30年05月製造
(1)飛来・落下物用 (2)墜落時保護用
(3)電圧用 7,000V以下
樹脂材質 ABS

